

## 株 主 各 位

東京都品川区西五反田五丁目5番15号

### **浜 井 産 業 株 式 会 社**

取締役社長 武 藤 公 明

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田五丁目5番15号  
当社本店2階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告の内容及び連結計算書類の内容ならびに会計監  
査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は当社では軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席ください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hamai.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策のもと企業収益や雇用・個人消費の改善により、緩やかな回復基調で推移してきましたが、最近では金融市場の円高・株安傾向の進展など不安定な経済環境となり、現状の日本経済の状況は、踊り場にあるといえます。

また、中国をはじめとした海外新興国経済の減速状況が一段と鮮明となり、景気の先行きについては、円高や海外経済全般の減速感も加わり、依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、引き続き受注、売上高の増加に向けた販路の拡大や不断のコスト削減に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、当初計画していた中国の大口スマートフォン関連部品加工用設備の受注・売上が、翌期以降に先送りとなるなどの影響から、売上高は4,498百万円（前年同期比18.9%減）、期末におけるたな卸資産の評価基準の変更から売上原価が大幅に増加し、減益要因となったこともあり、営業損失は406百万円（前年同期は営業利益175百万円）、経常損失は473百万円（前年同期は経常利益119百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は524百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益137百万円）となりました。

なお、セグメント別では、当社グループは、1工場で作業機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「作業機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

#### ①ラップ盤

デジタル家電向の設備投資については、海外向半導体・水晶振動子・光学部品加工用設備の需要は、堅調に推移し、国内の半導体・LED用サブキャリア基板加工用設備の新規設備投資は、顧客が今後の需要動向を見極めている状況です。

一方で、新素材のLT/LN・SiC・GaN等の部品加工用設備については、国内・海外からの引き合いは増えつつあります。

また、一部当連結会計年度末に販売を予定していたものが、翌期以降に延びる等の要因があり、売上高は1,577百万円（前年同期比42.9%減）となりました。

## ②ホブ盤、フライス盤

ホブ盤では国内の釣具関連の加工用設備と、海外においては中国の電動工具及び自動車関連の部品加工用設備に需要があり、フライス盤では東アジア圏での金型材料・一般金属材料加工用設備の販売が増加し、売上高は1,951百万円（前年同期比30.8%増）となりました。

## ③部品、歯車

光学ガラス・一部半導体加工用設備向の消耗部品販売は堅調に推移したものの、HDD加工用設備向既納機の消耗部品販売が落ち込んだ等の要因により、売上高は969百万円（前年同期比25.2%減）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の業績をうけまして、誠に遺憾ながら、平成28年5月9日の取締役会決議により、見送りとさせていただきますことになりました。

株主のみなさまには、ご迷惑をおかけしておりますが、全社一丸となり、収益力の回復、財務体質の改善に努め、早期に配当を実現できますよう努力してまいりますので、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に機種別受注高及び売上高は下記のとおりであります。

### 機種別受注高及び売上高

機 種	受 注 高	売 上 高
	千円	千円
ラ ッ プ 盤	1,046,935	1,577,936
ホ ブ 盤	1,098,998	1,351,268
フ ラ イ ス 盤	502,588	600,000
部 品	1,085,683	943,433
歯 車	28,695	25,595
合 計	3,762,901	4,498,232

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は242百万円であり、その主なものは、機械装置及び運搬具214百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達にむけ、平成27年9月に取引金融機関5行と総額2,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結いたしております。

なお、当事業年度末における借入実行残高は、1,900百万円であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的に取り組むべき課題としては、以下のような課題であります。

①海外市場での受注獲得の拡大を目指し、販売体制及びサービス体制の拡充をはかる。

海外市場のうち、既に有力販売代理店網の構築済みの東アジア地区に加え、東南アジア地区での有力販売代理店網の構築を急ぎ、お客様に対する製品メンテナンス等のテクニカルサービス体制の充実をはかる。

②お客様のニーズに合わせた製品をすばやく提供できるよう製品ラインアップを拡充する。

自動車部品加工用のH L G機シリーズに加え、新型両頭フライス盤等のお客様のニーズに合わせた新型機のご提供や既存機械の改良・改善をはかり、常にお客様に選ばれ続ける企業を目指します。

③戦略分野への人材投入と人材育成を絶え間なく継続して実施していく。

海外営業部員の拡充は、受注のうち外需が約7割近い当社グループにとって当然進めていく施策と考えており、引き続き推進してまいります。

また、製品のレベルアップを支える技術部門の人材の拡充も常に実施してまいります。

併せて若手の人材教育・ノウハウ・技術の伝承も推進してまいります。

④環境I S Oの活動強化及びC S R活動の一層の充実をはかる。

環境I S O14000の活動を通じ、環境に配慮した企業活動を実施すると同時にC S R活動へとそれをつなげて、企業価値の一層の向上を目指し、各ステークホルダーの満足を得られる企業を目指します。

⑤継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度につきましては、175,285千円の営業利益を計上いたしました。当連結会計年度においては、売上高が予定額に達せず、406,252千円の営業損失を計上することになりました。

したがって、安定的に営業利益を計上しうる業績基盤の確立は途上にあ

り、未だ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、安定的に利益を計上しうる盤石な営業基盤及び収益基盤の確立に向け、以下の対応策を継続して実施中であります。

#### 1) 収益性向上のための受注高及び売上高の確保

(i) 海外市場への営業部員の積極投入、販売代理店との連携強化及び国内外の需要の掘り起こし

国内営業部員の海外マーケットへの集中投入につきましては、景気減速が顕著な中国市場から他の東南アジアの国々へその対象を広げ、引き続き積極的に展開中です。

新規販売代理店網の構築も、東南アジア地区のタイ、インドネシア等の国々で精力的に展開中です。

前連結会計年度に組成した「機種別拡販チーム」もラップ盤、ホブ盤、フライス盤の機種ごとに、セールス対象先を絞り込み、営業技術部員とともに顧客ニーズに即応する態勢で活動中です。

(ii) 新製品の投入による製品ラインアップの強化

新製品として富士機械製造株式会社と共同開発中の新型モジュール型ホブ盤につきましては、調整の最終段階に至っており、早期に実際のユーザーにお使いいただくよう取組中です。

また、自動車部品加工向の金属加工用ファイニングラインディンマシンにつきましても、実際に受注があり、販売先をさらに拡大すべく販売強化中であります。

さらに、LT基板加工用ラップ盤、SiC加工用ラップ盤等の新素材向ラップ盤につきましても、引き続き積極的に販売展開中です。

(iii) テクニカルサービス体制の一層の充実・強化

東アジア地区の既存の代理店網に加え、東南アジア地区の新規販売代理店網を開拓、構築すべく活動を展開中です。

同代理店網においては、修理・メンテナンス等のテクニカルサービスの機能も併せもったものとする予定です。

#### 2) 財務体質の改善策の着実な実行の継続

(i) 総経費の削減

従来から実施中の営業経費である各種展示会の出展費用につきましても、「費用対効果」を検証し、効果のあるものに、その出展を絞り込み参加しております。

また、販売手数料、機械の運送費等につきましても、個別にチェックの上、削減をはかっております。

さらに、出張旅費や工場の製造経費のうち電力料金等の削減につきましても、継続実施中です。

(ii) 製品の適正価格の確保のための売価の見直し、製造原価低減のための購入部材の価格の見直し等については、案件一件ごと、部材一点ごとに常時継続実施中です。

(iii) モニタリング体制の励行

毎月実施のPDCA会議を通じ、各部門別の上記施策の進捗を定期的にチェックすると同時に、施策の見直し、改善につきましても併せて実施しております。

資金面につきましては、平成27年9月に期間1年のシンジケート・ローンを総額30億円で、取引金融機関と締結済みですが、当連結会計年度におきまして、経常損益が赤字となったこと及び純資産の部の金額が前連結会計年度の純資産の部の金額の70%未満になったことから、当該ローンのコベナンツ条項に抵触しております。

ただし、期限の利益の喪失猶予につきましては、全参加行のご了解を得ており、引き続きの利用に支障はございません。

なお、当連結会計年度以降の資金面の支援につきましても、主要取引行には継続してご支援をいただける旨のご了解をいただいております。懸念はありません。

以上のような各施策をさらに強力に推進し、早期に安定した利益を計上しうる体制の構築に邁進してまいり所存であります。

しかしながら、現状では、安定的に利益を計上しうる業績基盤の構築は途上にあり、未だ継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第87期 (平成25年3月期)	第88期 (平成26年3月期)	第89期 (平成27年3月期)	第90期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
受 注 高 (千円)	—	7,692,250	4,336,882	3,762,901
売 上 高 (千円)	—	4,454,853	5,549,149	4,498,232
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	—	△874,411	137,606	△524,676
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	—	△26.96	4.11	△15.24
総 資 産 (千円)	—	7,944,511	9,066,186	7,243,782
純 資 産 (千円)	—	1,275,846	1,807,895	1,259,849

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。  
2. 当社は、第88期より連結計算書類を作成しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第87期 (平成25年3月期)	第88期 (平成26年3月期)	第89期 (平成27年3月期)	第90期 (当事業年度) (平成28年3月期)
受 注 高 (千円)	2,971,777	7,672,624	4,320,323	3,732,020
売 上 高 (千円)	3,118,556	4,435,227	5,532,590	4,467,351
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	△901,129	△863,207	116,166	△529,115
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	△27.78	△26.61	3.47	△15.37
総 資 産 (千円)	7,595,015	7,961,855	9,051,662	7,210,694
純 資 産 (千円)	2,131,718	1,286,411	1,791,239	1,239,150

- (注) 「1株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
哈邁機械商貿（上海）有限公司	50,000千円	80%	工作機械事業
ハマイエンジニアリング株式会社	10,000千円	100%	工作機械事業

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（哈邁機械商貿（上海）有限公司、ハマイエンジニアリング株式会社）の計3社で構成され、平面ラップ盤（以下ラップ盤）、ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機、マシニングセンタ、その他の工作機械の製造販売を行っております。

なお、事業分野においては、工作機械に関する単一の事業分野であり、主要な製品の用途及び販売先主要業種は、次のとおりであります。

中国上海の哈邁機械商貿（上海）有限公司は、中国市場において当社及び合弁相手の株式会社東京テクニカル社の製品販売と修理等のテクニカルサービス業務を行っております。

また、ハマイエンジニアリング株式会社は、従来、主に当社への人材派遣と当社製品のメンテナンスサービス等の請負業務を行っていましたが、平成27年4月1日をもって、その業務を当社に移管しております。

機種	用途	販売先主要業種
ラップ盤	精密研磨加工	半導体ウエーハ・サファイア基板・水晶振動子・各種光学部品材料等の加工業及び製造業
ホブ盤	歯車切削加工	自動車部品加工業、減速機・電動工具・釣具・OA機器等の製造業
フライス盤	鋼材等の加工	金型製造業
レンズ加工機	レンズ加工	デジタルカメラ・カメラ付携帯電話向等のレンズ製造業及び加工業
マシニングセンタ	金型加工・自動車等の部品加工	金型製造業、自動車部品加工業

## (8) 主要な営業所及び工場等

### ① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都
東京営業部	東京都
東日本営業部	栃木県
大阪支店	大阪府
足利工場	栃木県

### ② 子会社

会 社 名	所在地
哈邁機械商貿（上海）有限公司	中 国
ハマイエンジニアリング株式会社	東京都

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
150名(41名)	5名増(1名減)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数	平 均 年 齢	平均勤続年数
138名(41名)	9名増(33名増)	40.1歳	15.1年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

#### (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,843,021
株 式 会 社 足 利 銀 行	727,182
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	502,514
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	474,300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	314,500
株 式 会 社 り そ な 銀 行	185,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	30,000

#### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年4月1日付で、100%子会社のハマイエンジニアリング株式会社の業務につき、業務効率化の観点からその業務の引継ぎを実施し、ハマイエンジニアリング株式会社への業務の委託及びハマイエンジニアリング株式会社からの人材派遣の受入を解消いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式総数 34,429,386株（自己株式194,614株を除く。）
- (3) 株主数 4,539名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
富 士 機 械 製 造 株 式 会 社	3,209	9.32
明 治 機 械 株 式 会 社	2,564	7.44
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,460	7.14
J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	1,620	4.70
浜 井 産 業 取 引 先 持 株 会	1,355	3.93
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,323	3.84
武 藤 公 明	938	2.72
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	750	2.17
武 藤 公 志	469	1.36
株 式 会 社 ミ ツ ト ヨ	427	1.24

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤公明	取締役社長（代表取締役）	哈邁机械商貿（上海）有限公司 董事長
山畑喜義	常務取締役（管理担当兼経理部長）	
徳永正登	常務取締役（足利工場長）	
政木道夫	取締役	
野島忠幸	常勤監査役	
湯澤一郎	監査役	
清川敬久	監査役	

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、監査役寒竹 昇氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役政木道夫氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役野島忠幸氏及び監査役湯澤一郎氏は、社外監査役であります。
4. 取締役政木道夫氏及び監査役湯澤一郎氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、社外監査役とは、締結しておりません。

#### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 69,526千円（うち社外 1名 2,400千円）

監査役 4名 14,973千円（うち社外 3名 11,830千円）

(注) 上記のほか、第81回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役3名に対して2,340千円（社外取締役に對するものはありません。）あります。

#### (4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	政 木 道 夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち、14回に出席し、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	野 島 忠 幸	当事業年度開催の取締役会14回のうち、14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回のうち、16回に出席している他、その他の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングすると同時に、監査上の観点からの発言を行っております。
監査役	湯 澤 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち、14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回のうち、16回に出席し、監査上の観点から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,300千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,300千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

###### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

###### ② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

###### ③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築を統括・推進し、内部監査室が補佐・検証する体制としております。

この「基本方針」は、平成18年5月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改定を行っております。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日より施行されたことに伴い、当社は、その前の平成27年4月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の「基本方針」は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの業務の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・従業員を含めた行動規範として創業以来の経営理念を盛り込んだ「基本方針」があり、これの遵守を徹底することが極めて重要であると考えております。

取締役に関しては、「取締役会規則」が定められており、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに、相互に業務執行を監督することにより、その適切な運営が確保されております。

加えて、必要に応じ、外部の法律等の専門家を起用して法令・定款違反行為を未然に防止する体制を構築しております。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、「監査役会規則」に則り監査役会の定める監査の方針及び分担にしたがい、各監査役の監査対象になっております。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正をはかる体制としております。

当社の「コンプライアンス基本規程」の遵守は当然ながら取締役も対象としており、これらの報告行為を義務化しております。



## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づき、適切かつ確実に保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

また、重要な意思決定経緯及び報告に関して、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」を制定し、実施しております。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、業務執行に係る主要なリスクとして、「製造拠点」「製造物責任」「知的財産権の侵害」等のリスクを認識しており、その把握と管理については、個々の分掌担当部署にて責任を持って対応することとしております。

加えて、取締役会にての集中的検討ならびに内部監査室による指摘・改善指導等も推進しております。

また、日常の活動の中で対応できる課題については、当該部署の「業務計画」の項目に挙げ、PDCAサイクルをもってリスクの減少に努めております。

2) 経営危機につながる不測の事態が発生した場合には、「緊急対応規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、全社を挙げて対応する体制となっております。

## ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、「総合連絡会議」等での検討をふまえ、社長、主要役員ならびに担当役員による審議を経て、取締役会にて執行決定を行っております。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌ならびに権限規程」においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

また、年度ごとの「経営計画」の策定により経営目標の明確化をはかり、さらに各部の「業務計画」にブレークダウンして、PDCAサイクルをもって、推進しております。

## ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制の基礎として、創業以来の経営理念をあらわした「基本方針」ならびに「コンプライアンス基本規程」を制定しております。

なお、必要に応じ、コンプライアンスの研修は、ビデオ等を使い繰り返し実施しております。

2) 内部監査部門として、執行部門から独立した「内部監査室」を設置しており、コンプライアンス体制の整備・維持、ならびに評価を行うこととしております。

また、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用しております。

3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとしております。

同様の運用を執行役員も執行役員会に対して行っております。

4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を情報受領者とする「内部通報規程」を制定しており、その運用について漸次、定着をはかっていくものであります。

5) 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるとしております。

⑥当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、親会社の諸規程を準用すると同時に、各社固有の業務については、新たな規程を整備する等適切に対応すると同時に、コンプライアンスに関しても、親会社の管理体制と同様の管理運用を実施中であります。

2) 当社の監査役は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、内部監査室との連携をとりながら、適宜、グループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行っております。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役専属の使用人を配置しておらず、それに係る規程類も制定しておりませんが、監査役からの要請がある場合、すべての部署の担当者が対応することとしております。

また、監査役補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する予定にあります。

その場合、監査役補助者の評価は監査役が行い、異動等については監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定することとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不法な行為を発見したとき、その他重要な業務執行内容について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。

また、子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制も整備しております。

上記の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを、内部監査室及び監査役会で監視する体制としております。

さらに、監査役は、いつでも必要に応じて、子会社も含めた取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるとしております。

2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告することとしております。

3) 監査役は、社内におけるあらゆる会議に参加でき、また、社内回付のすべての「協議書」「決裁書類等」を閲覧できるとしてしておりますので、主要な業務執行内容については、報告がなされる体制ができております。

⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役及び使用人の監査役監査に対するさらなる理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めることとします。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関しては、監査役の要請に応じて必要の都度、即時に対応することとしております。

2) 代表取締役との定期的な意見交換会の開催、内部監査室及び会計監査人との連携等により適切な意思疎通をはかり、効果的な監査業務を遂行することといたします。

⑩反社会的勢力を排除するための体制

1) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、万一、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

2) 具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等との社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により、外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、特防連等）との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

### ①業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社につき、そのリスク管理体制は、四半期毎の内部監査室よりの「モニタリング結果報告」及び期末の「内部統制・内部監査報告書」の内容の確認を実施し、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項がないことを確認いたしました。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### ②基本方針の実現に資する取り組みの概要

1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### (i) 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニーズに即応して提供していくことを基本方針としております。

具体的には、i) ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する。ii) すべての事業活動において、環境保全に積極的に取り組む。iii) 法令の遵守を徹底するとともに、ステークホルダーのより高い満足を得ていく。の3点を掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、社会環境や安全性に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

(ii) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、経営の透明性・健全性の確保の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題のひとつと認識しております。

経営環境や市場の変化、顧客のニーズにすばやく対応するため、迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、社外取締役、社外監査役を導入する等常に取り締役会及び監査役会の透明性及び機能自体の向上に努めております。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みの概要

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとしての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成26年6月27日開催の第88回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とするまたは、そのような目的であると合理的に疑われる当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii) 必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとしします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。

なお、本プランの有効期限は平成29年6月に開催される当社第91回定株主総会終結の時までとしします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hamai.com>) に掲載しております。

### 3) 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(i)買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、(ii)当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、(iii)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、(iv)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、(v)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要な課題と位置づけております。

配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案したうえで、「業績・収益状況に対応した配当の実施」を目指しております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大、生産性向上のための投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術、新製品開発のため等に、有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましては、当社の成長、発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

このような方針のもと、現状の業況を踏まえ、当事業年度の年間配当金につきましては、期末配当も含め、誠に遺憾ではありますが、見送りとさせていただきます。

できるだけ早期に復配できますよう収益力の向上に努めてまいります。

今後とも株主のみなさまのご支援に報いるための配当実施を常に念頭におき、事業の進展に取り組んでまいります。

---

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,975,475</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,956,635</b>
現金及び預金	777,357	支払手形及び買掛金	1,068,467
受取手形及び売掛金	1,312,271	短期借入金	330,000
商品及び製品	14,423	1年内返済予定の長期借入金	3,291,400
仕掛品	1,747,372	リース債務	1,670
原材料	97,578	未払法人税等	824
繰延税金資産	15	繰延税金負債	404
その他	26,456	製品保証引当金	36,903
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,268,307</b>	その他	226,964
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,854,039</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,027,297</b>
建物及び構築物	681,244	長期借入金	555,117
機械装置及び運搬具	423,821	リース債務	1,754
土地	1,640,107	繰延税金負債	39,340
リース資産	3,578	退職給付に係る負債	398,704
建設仮勘定	81,245	資産除去債務	30,039
その他	24,042	その他	2,340
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,154</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,983,933</b>
ソフトウェア	3,154	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>411,113</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,151,846</b>
投資有価証券	219,034	資本金	2,213,186
その他	208,986	資本剰余金	163,000
貸倒引当金	△16,908	利益剰余金	△1,195,114
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,243,782</b>	自己株式	△29,224
		その他の包括利益累計額	98,374
		その他有価証券評価差額金	88,109
		繰延ヘッジ損益	914
		為替換算調整勘定	9,350
		非支配株主持分	9,628
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,259,849</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>7,243,782</b>



## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	4,498,232
売 上 原 価	4,059,991
売 上 総 利 益	438,241
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	844,493
営 業 損 失(△)	△406,252
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	160
受 取 配 当 金	6,057
不 動 産 賃 貸 料	4,686
物 品 売 却 益	712
保 険 解 約 返 戻 金	335
そ の 他	3,461
	15,414
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	52,924
支 払 手 数 料	19,600
そ の 他	9,690
	82,215
経 常 損 失(△)	△473,053
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	10,234
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,110
	8,110
税金等調整前当期純損失(△)	△470,929
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,094
法 人 税 等 調 整 額	44,885
	50,980
当 期 純 損 失(△)	△521,909
非支配株主に帰属する当期純利益	2,767
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△524,676

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 2, 213, 186	千円 163, 000	千円 △670, 437	千円 △29, 028	千円 1, 676, 719
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△524, 676	—	△524, 676
自己株式の取得	—	—	—	△195	△195
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△524, 676	△195	△524, 872
当 期 末 残 高	2, 213, 186	163, 000	△1, 195, 114	△29, 224	1, 151, 846

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	千円 111, 705	千円 95	千円 11, 881	千円 123, 682	千円 7, 493	千円 1, 807, 895
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△524, 676
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△195
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△23, 596	818	△2, 530	△25, 308	2, 134	△23, 173
当期変動額合計	△23, 596	818	△2, 530	△25, 308	2, 134	△548, 046
当 期 末 残 高	88, 109	914	9, 350	98, 374	9, 628	1, 259, 849

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度につきましては、175,285千円の営業利益を計上いたしましたが、当連結会計年度においては、売上高が予定額に達せず、406,252千円の営業損失を計上することになりました。

したがって、安定的に営業利益を計上しうる業績基盤の確立は途上にあり、未だ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、安定的に利益を計上しうる盤石な営業基盤及び収益基盤の確立に向け、以下の対応策を継続して実施中であります。

#### 1. 収益性向上のための受注高及び売上高の確保

- (1) 海外市場への営業部員の積極投入、販売代理店との連携強化及び国内外の需要の掘り起こし

国内営業部員の海外マーケットへの集中投入につきましては、景気減速が顕著な中国市場から他の東南アジアの国々へその対象を広げ、引き続き積極的に展開中です。

新規販売代理店網の構築も、東南アジア地区のタイ、インドネシア等の国々で精力的に展開中です。

前連結会計年度に組成した「機種別拡販チーム」もラップ盤、ホブ盤、フライス盤の機種ごとに、セールス対象先を絞り込み、営業技術部員とともに顧客ニーズに即応する態勢で活動中です。

- (2) 新製品の投入による製品ラインアップの強化

新製品として富士機械製造株式会社と共同開発中の新型モジュール型ホブ盤につきましては、調整の最終段階に至っており、早期に実際のユーザーにお使いただくよう取組中です。

また、自動車部品加工用の金属加工用ファイニングラインディンギングマシンにつきましても、実際に受注があり、販売先をさらに拡大すべく販売強化中であります。

さらに、LT基板加工用ラップ盤、SiC加工用ラップ盤等の新素材向ラップ盤につきましても、引き続き積極的に販売展開中です。

- (3) テクニカルサービス体制の一層の充実・強化

東アジア地区の既存の代理店網に加え、東南アジア地区の新規販売代理店網を開拓、構築すべく活動を展開中です。

同代理店網においては、修理・メンテナンス等のテクニカルサービスの機能も併せもったものとする予定です。

#### 2. 財務体質の改善策の着実な実行の継続

- (1) 総経費の削減

従来から実施中の営業経費である各種展示会の出展費用につきましても、「費用対効果」を検証し、効果のあるものに、その出展を絞り込み参加しております。

また、販売手数料、機械の運送費等につきましても、個別にチェックの上、削減をはかっております。

さらに、出張旅費や工場の製造経費のうち電力料金等の削減につきましても、継続実施中です。

- (2) 製品の適正価格の確保のための売価の見直し、製造原価低減のための購入部材の価格の見直し等については、案件一件ごと、部材一点ごとに常時継続実施中です。
- (3) モニタリング体制の励行  
毎月実施のP D C A会議を通じ、各部門別の上記施策の進捗を定期的にチェックすると同時に、施策の見直し、改善につきましても併せて実施しております。

資金面につきましては、平成27年9月に期間1年のシンジケート・ローンで総額30億円で、取引金融機関と締結済みですが、当連結会計年度におきまして、経常損益が赤字となったこと及び純資産の部の金額が前連結会計年度の純資産の部の金額の70%未満となったことから、当該ローンのコベナント条項に抵触しております。

ただし、期限の利益の喪失猶予につきましては、全参加行のご了解を得ており、引き続きの利用に支障はございません。

なお、当連結会計年度以降の資金面の支援につきましても、主要取引行には継続してご支援をいただける旨のご了解をいただいております。

以上のような各施策をさらに強力に推進し、早期に安定した利益を計上する体制の構築に邁進してまいりたい所存であります。

しかしながら、現状では、安定的に利益を計上する業績基盤の構築は途上にあり、未だ継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していません。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

哈邁機械商貿（上海）有限公司

ハマイエンジニアリング株式会社

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、哈邁機械商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法 製品、仕掛品 個別法

商品、原材料 主として先入先出法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

###### 1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

###### 2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ④長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 重要な繰延資産の処理方法

##### ①社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

##### ②株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

為替予約

(ヘッジ対象)

借入金の利息

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会 計 方 針 の 変 更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

## 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」に含めていた「原材料」は、明瞭性の観点から、当連結会計年度より独立掲記しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	661,367千円
機械装置及び運搬具	4,177千円
土地	1,622,088千円
その他	12,400千円
計	2,300,033千円

#### (2) 上記に対応する債務

短期借入金	230,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,395,832千円
長期借入金	213,337千円
計	2,839,169千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,118,334千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,624,000	—	—	34,624,000

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	192,753	1,861	—	194,614

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,861株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、現状、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資及び長期運転資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部は、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化をはかるために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程にしたがい、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、一定金額以上の営業債権については、信用状況を毎月把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。



②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権について、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

また、当社グループは、一部の借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券（株式）については、定期的に時価を把握し、当社グループの有価証券の減損処理ルールに則り判定し、減損等の兆候があった場合は、取締役会に報告しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引運用管理規程に則り取引を行い、定期的に有効性判定を行ったうえで、その取引実績等につき四半期ごとに、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成し、手元流動性を十分確保するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	777,357	777,357	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,312,271	1,312,271	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	219,034	219,034	—
資産計	2,308,663	2,308,663	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,068,467	1,068,467	—
(2) 短期借入金	330,000	330,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	3,291,400	3,300,403	9,003
(4) 長期借入金	555,117	541,149	△13,967
負債計	5,244,984	5,240,020	△4,964
デリバティブ取引(※1)	1,319	1,319	—

(※1) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

すべて株式であり、時価は、取引所の価格によっております。

### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金及び(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
通貨関連

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引 (売掛金)	38,088	—	(注) 1,319
合計			38,088	—	1,319

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	777,357	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,312,271	—	—	—
合計	2,089,628	—	—	—

(注3) 短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	330,000	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	3,291,400	—	—	—	—	—
長期借入金	—	309,432	140,565	77,620	27,500	—
合計	3,621,400	309,432	140,565	77,620	27,500	—

## 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 36円31銭

1 株当たり当期純損失 15円24銭

## その他の注記

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金2,900,000千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 当連結会計年度の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を前連結会計年度の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
2. 当事業年度の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額を前事業年度の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
3. 当連結会計年度における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
4. 当事業年度における個別の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。

なお、当連結会計年度において上記財務制限条項に抵触しておりますが、全参加行からは、期限の利益の喪失猶予につきましては、ご了解を得ており、引き続きの利用に支障はございません。

また、当連結会計年度以降の資金面の支援につきましても、主要取引行には継続してご支援をいただける旨のご了解をいただいております。資金面の懸念はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,906,889</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,953,224</b>
現金及び預金	744,645	支払手形	841,842
受取手形	78,358	買掛金	222,175
売掛金	1,209,049	短期借入金	330,000
商品及び製品	10,000	1年内返済予定の長期借入金	3,291,400
仕掛品	1,747,372	未払金	1,031
原材料	97,578	未払費用	161,599
前払費用	10,307	未払法人税等	824
その他	9,577	繰延税金負債	404
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,303,804</b>	前受金	48,418
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,849,563</b>	預り金	5,982
建物	673,477	製品保証引当金	36,903
構築物	7,767	その他	12,642
機械及び装置	423,802	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,018,319</b>
車両運搬具	19	長期借入金	555,117
工具、器具及び備品	23,144	繰延税金負債	39,340
土地	1,640,107	退職給付引当金	391,482
建設仮勘定	81,245	資産除去債務	30,039
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,154</b>	その他	2,340
ソフトウェア	3,154	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,971,544</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>451,087</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	219,034	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,150,125</b>
関係会社株式	10,000	資本金	2,213,186
関係会社出資金	29,973	資本剰余金	163,000
その他	208,986	資本準備金	163,000
貸倒引当金	△16,908	利益剰余金	△1,196,835
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,210,694</b>	利益準備金	61,807
		その他利益剰余金	△1,258,643
		繰越利益剰余金	△1,258,643
		自己株式	△29,224
		評価・換算差額等	89,024
		その他有価証券評価差額金	88,109
		繰延ヘッジ損益	914
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,239,150</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>7,210,694</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	4,467,351
売 上 原 価	4,020,905
売 上 総 利 益	446,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	859,923
営 業 損 失(△)	△413,477
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6,172
不 動 産 賃 貸 料	4,686
物 品 売 却 益	712
保 険 解 約 返 戻 金	335
そ の 他	3,450
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	52,574
支 払 手 数 料	19,600
そ の 他	10,539
経 常 損 失(△)	△480,834
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	9,774
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,110
税 引 前 当 期 純 損 失(△)	△479,170
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,094
法 人 税 等 調 整 額	43,850
当 期 純 損 失(△)	△529,115

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	千円 2,213,186	千円 163,000	千円 163,000	千円 61,807	千円 △729,527	千円 △667,719	
当 期 変 動 額							
当期純損失(△)	—	—	—	—	△529,115	△529,115	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△529,115	△529,115	
当 期 末 残 高	2,213,186	163,000	163,000	61,807	△1,258,643	△1,196,835	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	千円 △29,028	千円 1,679,437	千円 111,705	千円 95	千円 111,801	千円 1,791,239
当 期 変 動 額						
当期純損失(△)	—	△529,115	—	—	—	△529,115
自己株式の取得	△195	△195	—	—	—	△195
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	△23,596	818	△22,777	△22,777
当期変動額合計	△195	△529,311	△23,596	818	△22,777	△552,089
当 期 末 残 高	△29,224	1,150,125	88,109	914	89,024	1,239,150

## 個 別 注 記 表

### 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度につきましては、160,048千円の営業利益を計上いたしましたことが、当事業年度においては、売上高が予定額に達せず、413,477千円の営業損失を計上することになりました。

したがって、安定的に営業利益を計上しうる業績基盤の確立は途上にあり、未だ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

当社は、安定的に利益を計上しうる盤石な営業基盤及び収益基盤の確立に向け、以下の対応策を継続して実施中であります。

#### 1. 収益性向上のための受注高及び売上高の確保

- (1) 海外市場への営業部員の積極投入、販売代理店との連携強化及び国内外の需要の掘り起こし

国内営業部員の海外マーケットへの集中投入につきましては、景気減速が顕著な中国市場から他の東南アジアの国々へその対象を広げ、引き続き積極的に展開中です。

新規販売代理店網の構築も、東南アジア地区のタイ、インドネシア等の国々で積極的に展開中です。

前事業年度に組成した「機種別拡販チーム」もラップ盤、ホブ盤、フライス盤の機種ごとに、セールス対象先を絞り込み、営業技術部員とともに顧客ニーズに即応する態勢で活動中です。

- (2) 新製品の投入による製品ラインアップの強化

新製品として富士機械製造株式会社と共同開発中の新型モジュール型ホブ盤につきましては、調整の最終段階に至っており、早期に実際のユーザーにお使いいただくよう取組中です。

また、自動車部品加工用の金属加工用ファイニングラインディンギングマシンにつきましても、実際に受注があり、販売先をさらに拡大すべく販売強化中であります。

さらに、LT基板加工用ラップ盤、SiC加工用ラップ盤等の新素材ラップ盤につきましても、引き続き積極的に販売展開中です。

- (3) テクニカルサービス体制の一層の充実・強化

東アジア地区の既存の代理店網に加え、東南アジア地区の新規販売代理店網を開拓、構築すべく活動を展開中です。

同代理店網においては、修理・メンテナンス等のテクニカルサービスの機能も併せもったものとする予定です。

#### 2. 財務体質の改善策の着実な実行の継続

- (1) 総経費の削減

従来から実施中の営業経費である各種展示会の出展費用につきましても、「費用対効果」を検証し、効果のあるものに、その出展を絞り込み参加しております。

また、販売手数料、機械の運送費等につきましても、個別にチェックの上、削減をはかっております。

さらに、出張旅費や工場の製造経費のうち電力料金等の削減につきましても、継続実施中です。



- (2) 製品の適正価格の確保のための売価の見直し、製造原価低減のための購入部材の価格の見直し等については、案件一件ごと、部材一点ごとに常時継続実施中です。
- (3) モニタリング体制の励行  
毎月実施のPDCA会議を通じ、各部門別の上記施策の進捗を定期的にチェックすると同時に、施策の見直し、改善につきましても併せて実施しております。

資金面につきましては、平成27年9月に期間1年のシンジケート・ローンを総額30億円で、取引金融機関と締結済みですが、当事業年度におきまして、経常損益が赤字となったこと及び純資産の部の金額が前事業年度の純資産の部の金額の70%未満になったことから、当該ローンのコベナント条項に抵触しております。

ただし、期限の利益の喪失猶予につきましては、全参加行のご了解を得ており、引き続きの利用に支障はございません。

なお、当事業年度以降の資金面の支援につきましても、主要取引行には継続してご支援いただける旨のご了解をいただいております、資金面の懸念はありません。

以上のような各施策をさらに強力に推進し、早期に安定した利益を計上する体制の構築に邁進してまいる所存であります。

しかしながら、現状では、安定的に利益を計上する業績基盤の構築は途上にあり、未だ継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

#### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有するたな卸資産  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。  
評価方法 製品、仕掛品 個別法  
商品、原材料 先入先出法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (4) 長期前払費用

定額法によっております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 製品保証引当金

製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、当事業年度末における年金資産残高はありません。

また、退職給付債務については簡便法により算定しております。

#### 6. 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

##### (2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

為替予約

(ヘッジ対象)

借入金の利息

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

## 8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」に含めていた「原材料」は、明瞭性の観点から、当事業年度より独立掲記しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	661,367千円
機械及び装置	4,177千円
土地	1,622,088千円
その他の	12,400千円
計	2,300,033千円

#### (2) 上記に対応する債務

短期借入金	230,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,395,832千円
長期借入金	213,337千円
計	2,839,169千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,115,952千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,371千円
短期金銭債務	12,300千円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高	23,951千円
仕入高	83,250千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	192,753	1,861	—	194,614

#### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,861株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

たな卸評価損	142,324千円
未払賞与	7,848千円
製品保証引当金	11,237千円
退職給付引当金	119,206千円
減損損失	203,814千円
繰越欠損金	405,416千円
その他	41,040千円
	<hr/>
繰延税金資産計	930,888千円
評価性引当額	<u>△930,888千円</u>
繰延税金資産合計	一千円

#### (繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△1,819千円
その他有価証券評価差額金	△37,520千円
その他	△404千円
	<hr/>
繰延税金負債合計	<u>△39,745千円</u>
繰延税金負債の純額	△39,745千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債が2,093千円、当事業年度に計上された法人税等調整額が91千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が1,983千円、繰延ヘッジ損益が18千円それぞれ増加しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1) リース資産の内容

当事業年度において新たな所有権移転外ファイナンス・リース取引は発生しておりません。

#### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	2,487千円
1年超	1,647千円
合計	4,135千円

## 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	武藤 公明	—	—	当社取締役社長 哈邁机械商貿 (上海)有限公司 董事長 株KMエンタプ ライズ取締役	(被所有) 直接2.7 間接0.2	当社銀行借入 に対する債務 被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証	100,028	—	—
役員 の近 親者	武藤 公志	—	—	当社会長	(被所有) 直接1.3	役員 の近親者	会長報酬	12,960	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して当社取締役社長武藤公明より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 武藤公志氏は、当社取締役社長武藤公明の実父であります。

4. 武藤公志氏は、当社の代表取締役を経験しており、長年にわたる経営の経験に基づき経営陣への様々な助言を行う目的から会長を委嘱しております。

報酬額については、委託する業務の内容から勘案し決定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	35円99銭
1株当たり当期純損失	15円37銭

## そ の 他 の 注 記

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金2,900,000千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 当連結会計年度の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を前連結会計年度の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
2. 当事業年度の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額を前事業年度の末日における個別の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上を維持すること。
3. 当連結会計年度における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
4. 当事業年度における個別の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。

なお、当事業年度において上記財務制限条項に抵触しておりますが、全参加行からは、期限の利益の喪失猶予につきましては、ご了解を得ており、引き続きの利用に支障はございません。

また、当事業年度以降の資金面の支援につきましても、主要取引行には継続してご支援をいただける旨のご了解をいただいております、資金面の懸念はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

浜井産業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 信行 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 俊夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において406,252千円の営業損失となった。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

浜井産業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 信行 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 俊夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において413,477千円の営業損失となった。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 膾本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

浜井産業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	野 島 忠 幸 ㊞
社 外 監 査 役	湯 澤 一 郎 ㊞
監 査 役	清 川 敬 久 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上を重要な取組事項の一つと考えており、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行することとしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等をお願いするものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても責任限定契約を締結できるよう規定の一部変更をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、各監査役からの同意を得ております。

本議案は、本株主総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (新設)	第1章 総則 <u>(機関)</u> 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第5条～第18条 (条文省略)	第6条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、5名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u> ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)  <b>第27条</b> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。  ② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規則)  <b>第28条</b> (条文省略)</p> <p>(報酬等)  <b>第29条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  <b>第30条</b> (条文省略)  ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>  ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(重要な業務執行の委任)  <b>第27条</b> <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  <b>第28条</b> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。  ② (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則)  <b>第29条</b> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)  <b>第30条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外に区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)  <b>第31条</b> (現行どおり)  ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。  ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p align="center"><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	
<p><u>(員数)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務のために必要な権限を行使する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="178 158 587 185">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="178 185 587 212"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p data-bbox="178 212 587 239"><u>第42条</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p data-bbox="178 272 587 299">第<u>43条</u>～第<u>44条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="178 333 587 360">(報酬等)</p> <p data-bbox="178 360 587 447">第<u>45条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="178 481 587 508">第<u>46条</u>～第<u>50条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="352 541 587 568">(新設)</p>	<p data-bbox="611 158 1020 185">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="611 185 1020 212">(削除)</p> <p data-bbox="611 272 1020 299">第<u>35条</u>～第<u>36条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="611 333 1020 360">(報酬等)</p> <p data-bbox="611 360 1020 447">第<u>37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="611 481 1020 508">第<u>38条</u>～第<u>42条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="611 541 1020 568"><u>附則</u></p> <p data-bbox="611 568 1020 595"><u>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="611 595 1020 770">1. <u>平成28年6月開催の第90回定時株主総会</u>終結前における<u>監査役</u> (監査役であった者を含む。)の行為に関する<u>会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除</u>については、<u>なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="611 770 1020 917">2. <u>平成28年6月開催の第90回定時株主総会</u>終結前における<u>社外監査役</u> (監査役であった者を含む。)の行為に関する<u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約</u>については、<u>なお従前の例による。</u></p>

**第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	むとうこうめい 武藤公明 (昭和45年7月29日生)	平成16年2月 株式会社U F J銀行（現株式会社三菱東京U F J銀行）入行 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J銀行 国際業務部調査役 平成18年4月 同行退社 平成18年5月 当社入社内部監査室部長 平成18年6月 当社取締役社長付部長 平成21年6月 当社常務取締役営業・企画担当 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成26年6月 当社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 哈邁机械商貿（上海）有限公司 董事長	938,750株
2	やまはたきよし 山畑喜義 (昭和30年11月16日生)	昭和53年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年7月 株式会社みずほ銀行 審査第二部 審査役 平成17年5月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役経理部長 平成18年5月 当社常務取締役経理部長 平成19年3月 株式会社みずほ銀行退社 平成24年4月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 平成25年6月 当社取締役管理担当兼経理部長 平成27年6月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 現在に至る	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	とく なが まさ と 徳 永 正 登 (昭和24年1月19日生)	昭和42年3月 当社入社 平成18年4月 当社足利工場長 平成18年6月 当社取締役足利工場長 平成23年6月 当社常務取締役足利工場長 平成25年6月 当社取締役足利工場長 平成27年6月 当社常務取締役足利工場長 現在に至る	4,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	もり た じゅんいちろう 森 田 淳 一 郎 (昭和30年6月25日生)	昭和54年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 平成22年4月 明治安田損害保険株式会社 アンダーライティング部長 平成26年4月 同社 取締役アンダーライティング部長 現在に至る	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	まさ き みち お 政 木 道 夫 (昭和36年2月20日生)	昭和62年4月 司法修習生(41期) 平成元年4月 司法修習修了 東京地方検察庁検事 平成2年4月 山形地方検察庁検事 平成4年3月 新潟地方検察庁長岡支部検事 平成6年4月 東京地方検察庁検事 平成7年4月 横浜地方検察庁検事 平成8年4月 東京地方裁判所裁判官 平成11年4月 東京地方検察庁検事 平成15年4月 名古屋地方検察庁検事 平成15年7月 前橋地方検察庁高崎支部長 平成16年3月 検察官退官 平成16年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) シティニューワ法律事務所所属弁護士 平成25年6月 当社取締役 現在に至る	0株
3	ゆ ざわ いち ろう 湯 澤 一 郎 (昭和19年1月25日生)	昭和37年4月 明治機械株式会社入社 平成5年10月 同社管理部長 平成7年6月 同社取締役 平成8年2月 株式会社テクノ河原取締役 平成9年6月 明治機械株式会社代表取締役社長 平成25年6月 当社監査役 現在に至る	0株
4	きよ かわ のり ひさ 清 川 敬 久 (昭和18年7月6日生)	昭和41年4月 当社入社 平成7年10月 当社営業本部部长 平成8年6月 当社常勤監査役 平成13年6月 当社取締役生産部部长 平成21年6月 当社取締役海外営業部部长 平成23年6月 当社常務取締役営業担当 平成25年6月 当社顧問 平成26年6月 当社監査役 現在に至る	13,545株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏は社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、森田淳一郎氏に関しては保険業界での業務における豊富な経験と見識を当社の監査に活かしていただくため、政木道夫氏に関しては弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営の監視するのに適任であること、また、湯澤一郎氏に関しては明治機械株式会社の元取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、企業全般の監視と有効な助言を期待できるためであります。  
なお、森田淳一郎氏及び湯澤一郎氏は上記の理由により、また、政木道夫氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏は当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
5. 政木道夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏は当社の親会社等ではなく、また、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏は当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
8. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
9. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏は当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏は過去2年間に合併、吸収合併、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
11. 当社は、森田淳一郎氏、政木道夫氏及び湯澤一郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

**第4号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、移行後における取締役（監査等委員会である取締役を除く。）の報酬額を、昨今の経済情勢など諸般の事情を勘案し、年額15,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は3名となります。

**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

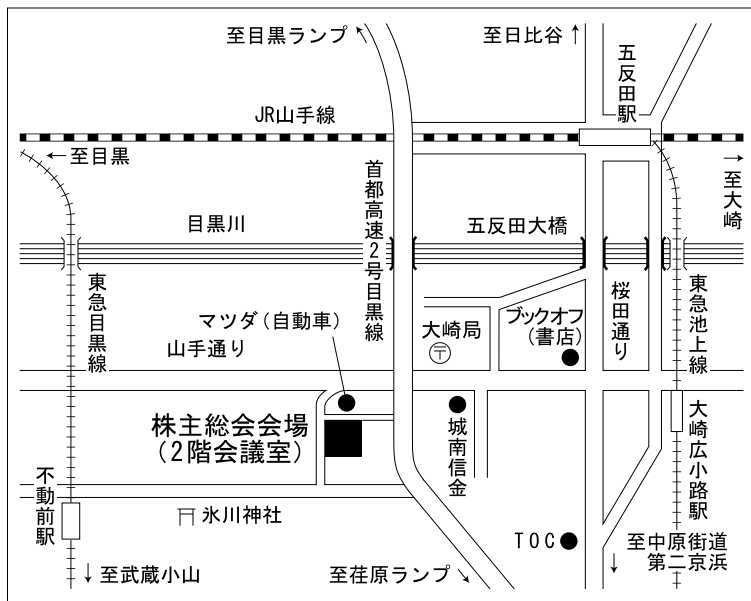
以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区西五反田五丁目5番15号

当社本店2階会議室

電話 (03)3491-0131 (代表)



- 五反田駅<JR山手線・都営浅草線>より徒歩にて約10分です。
- 大崎広小路駅<東急池上線>より徒歩にて約7分です。
- 不動前駅<東急目黒線>より徒歩にて約5分です。